

金融特集 「生活と年金を考える」

知っておこう！ 「年金の基礎知識」

年金は高齢者世代にとってはもちろんのこと、若い世代にとっても、自分の親の私的な扶養や自分自身の老後の心配を取り除く役割を果たしています。年金は個人個人の自立を高め、社会の発展、安定に貢献している側面もあるといわれています。今年の初冬の金融特集では「年金の基礎知識」を題材にしました。

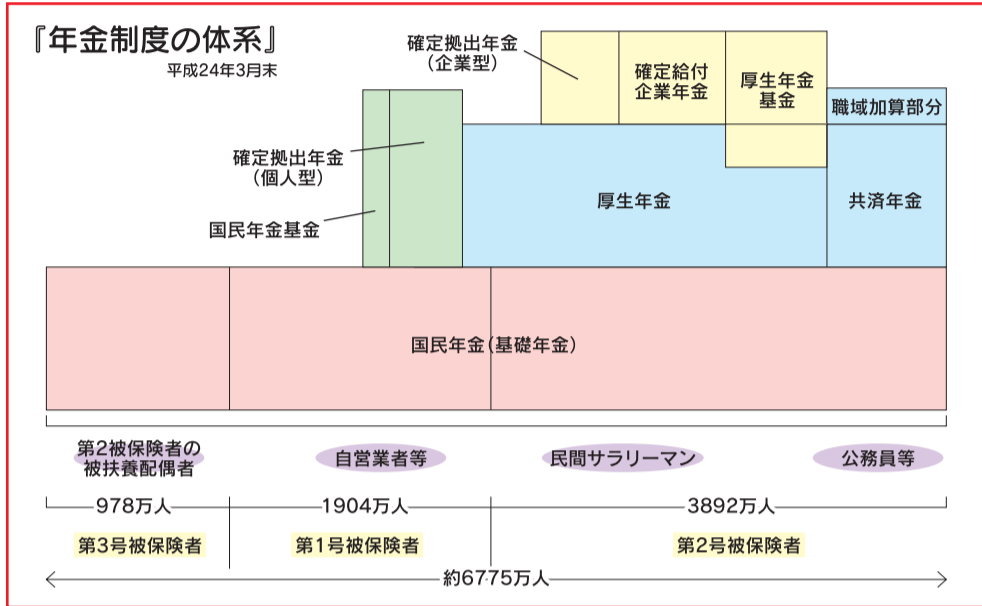
年金は「社会保険方式」

日本における公的年金の制度は、年若いときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の国民は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。このことを「国民皆年金」と呼びます。原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることができない「社会保険方式」を採用しています。しかし、低所得などにより保険料を納めることが困難な人のためには保険料免除制度があります。

公的年金制度は 基本的に2階建て構造

日本の公的年金制度は、基本的に2階建て（確定拠出年金や企業年金などは除く）構造となっています。国民年金は国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人が被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて基礎年金を受け取れます。これに加え、会社員などは厚生年金、公務員などは共済組合に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金（共済年金）を受け取るようになります。



★国民年金被保険者の種類

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	○20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業者、学生、無業者等	○民間会社員、公務員	○第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）
保険料	○月額15,040円（平成25年度現在） ○各自が納付	○報酬額に比例 厚生年金の場合、報酬月額17.120%（平成25年9月～平成26年8月） ○会社と折半して負担 ○給料から天引き	○自己負担なし（配偶者が加入する年金制度が負担）
手続き	○市（区）役所または町村役場に届け出	○勤務先で事業主が届け出	○配偶者の勤務先経由で届け出



★公的年金の給付の種類

公的年金制度では、基本的には次の3つの場合に年金が支給されます。

- ①老齢になった場合
- ②病気やケガで障害を有することとなった場合
- ③年金受給者または被保険者（加入者）が死亡した場合

給付の種類	基礎年金	厚生年金	共済年金
	老齢（退職）年金	障害年金	遺族年金
	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
	退職共済年金	障害共済年金	遺族共済年金

■老齢基礎年金

国民年金に原則として25年以上加入した人が65歳から支給を受ける、全国に共通した年金です。年金額は40年加入した場合が満額となり、加入年数がそれに満たない場合は、その期間に応じて減額されます。本人が希望すれば60歳以降から繰り上げて、また、65歳以降に繰り下げて受けることもできます。60歳から特別支給の老齢厚生年金を受けている人は、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金に切り替わります。※平成27年10月からの消費税引き上げに合わせて、老齢基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間が、25年から10年に短縮される予定です。

■老齢厚生年金

厚生年金に加入していた人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたときに、65歳から老齢基礎年金に上乗せして受ける年金です。年金額は「平均標準報酬月額×支給乗率×加入月数」で計算されます。これは、60歳から受けられる「特別支給の老齢厚生年金」の報酬比例部分と同じです。なお、老齢厚生年金には経過的加算がプラスされ、加入期間が20年（中高齢の特例の場合は15年～19年）以上ある場合、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者、または18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいれば、加給年金額が加算されます。

■退職共済年金

共済に加入している人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたときに、65歳から老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。年金額は「平均標準報酬月額×給付乗率×加入月数」で計算されます。これは、60歳から受けられる特別支給の退職共済年金の報酬比例部分と同じです。受ける条件や年金額の計算方法は、老齢厚生年金と同じですが、退職共済年金には共済独自の職域加算額が加算されます。また、60歳からは、特別支給の退職共済年金が支給されますが、これは職域加算額の加算を除けば、特別支給の老齢厚生年金と同様に額が計算されます。

（協力・厚生労働省、日本年金機構）

■障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日がある病気・ケガが原因で障害者になったときに支給される国民年金の給付です。60歳以上65歳未満で日本に住んでいれば、加入をやめた後の病気・ケガによるものでも受けられます。ただし、加入期間のうち3分の1以上の滞納がないか、平成18年4月1日前に初診日のある傷病による障害の場合は、直近の1年間に保険料の滞納がないことが条件になります。

なお、20歳前に初診日がある場合は、20歳に達した日、またはその後に障害認定日が到来するときは、その日において障害があれば生涯基礎年金が支給されます。障害の程度に応じて1級と2級があり、1級のほうが障害が重く、年金額は2級の1.25倍になっています。

■障害厚生年金

厚生年金に加入している人が、在職中の病気やケガで障害になったとき受けられる年金です。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金が、さらに程度の軽い障害の場合は、3級の障害厚生年金だけが支給されます。障害厚生年金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。

■障害共済年金

共済に加入している人が、在職中の病気やケガで障害になったとき受けられる年金です。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害共済年金が、さらに程度の軽い障害の場合は、3級の障害共済年金だけが支給されます。受けられる条件などは障害厚生年金と同じですが、障害共済年金には共済独自の職域加算額が加算されます。

■遺族基礎年金

①国民年金に加入中の人②国民年金に加入していた人で60歳以上65歳未満の人③老齢基礎年金を受けている人や受給資格期間を満たしている人、が死亡した場合に、遺族に支払われる国民年金の給付です。受けられる遺族は、死亡した人に生計を維持されていた18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、または18歳未満（同）の子のいる妻です。ただし、①、②の場合は、加入期間のうち3分の1以上保険料の滞納がないこと、もしくは平成18年4月前の死亡については直近の1年間に保険料の滞納がないことが条件になります。

■遺族厚生年金

厚生年金に加入している人が、①在職中に死亡した場合②在職中の病気やケガが原因で死亡した場合や、老齢厚生年金を受けている人が死亡した場合などに、遺族に支払われる年金です。受けられる遺族は、死亡した人に生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子のいる妻や子は、遺族基礎年金もあわせて受けられます。

■遺族共済年金

共済に加入している人が①在職中に死亡した場合②在職中の病気やケガが原因で死亡した場合や、退職共済年金を受けている人が死亡した場合などに、遺族に支払われる年金です。受けられる遺族は、死亡した人に生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母で、18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子のいる妻や子は、遺族基礎年金もあわせて受けられます。受けられる条件などは遺族厚生年金と同じですが、遺族共済年金には共済独自の職域加算額が加算されます。

用語解説 『標準報酬月額』

厚生年金や共済年金では、保険料や年金額を計算する際に標準報酬を用います。報酬月額を一定の範囲で分け、それに該当する金額を「標準報酬月額」といいます。現在は1等級（9万8千円）から30等級（62万円）まで30等級に分かれています。標準報酬月額は原則として年に一度見直されます。標準報酬月額に保険料率を掛けたものが保険料になり、在職中の標準報酬月額に再評価率を掛けたものを平均したものが年金額の計算に使われます。